第１号様式（第２条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

指　導　書

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違 反 者 | 住所又は主たる事務所の所在地※住所と居所が異なる場合　　は（　）内に居所を記載 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 職　　業 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 禁止行為に係る店舗名、法人名等 | 店舗名・法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名等 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 指示・依頼内容等 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第９条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を行った（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を　　　　　　　　　　　　に行わせた |
| 指導事項 | 上記違反事実に記載の行為の中止 |

　あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第１項（禁止行為）の規定に違反したため、同条例第11条第１項の規定に基づき、上記のとおり指導します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長　（氏　名）

|  |
| --- |
| 留意事項 |
| １　本指導に従わず、あなたが客引き行為等禁止区域において、同条例第10条第１項に違反した場合は、同条例第11条第４項の規定により、勧告の対象となります。２　１の勧告に従わず、さらに禁止行為をした場合は、同条例第11条第６項の規定により、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　命令の対象になります。３　２の命令に従わず、さらに禁止行為をした場合は、同条例第13条第１項に規定する公表及び第16条に規定する過料の対象になります。４　あなたが雇用を受け、業務として禁止行為をした場合は、当該雇用者に対して、本指導を受けたことを必ず知らせてください。 |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（抄）

（目的）

第１条　この条例は、市民等と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成することに資するため、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、公共の場所における客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることによ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 り、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「客引き行為等」とは、客引きをし、若しくは役務に従事するよう特定の人を勧誘し、又はこれらの行為を行うために相手方となるべき者を待つことをいう。

２　この条例において「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。

（客引き行為等禁止区域の指定等）

第９条　市長は、重点地区内の道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路その他の道路のうち、誰もが安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

２　市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、同項の規定による指定をしようとする区域に係る重点地区及びその周辺の区域において居住し、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 又は営業を行うものの意見を反映させるため適切な措置を講じなければならない。

３　市長は、第１項の規定により禁止区域を指定するときは、その旨並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

４　市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

５　第２項及び第３項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第10条　市民等は、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

２　前項の規定は、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で客引き行為等をする場合その他の客引き行為等をし、又はさせることが快適な環境の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として市規則で定める場合には、適用しない。

（禁止区域における指導等）

第11条　市長は、前条の規定に違反しているものに対し、客引き行為等をし、又はさせる行為（以下「禁止行為」という。）を中止するよう指導することができる。

２　市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条の規定に違反しているものに質問させることができる。

　表面の違反事実欄の「客引き」、「勧誘」、「客待ち」の意味は次のとおりです。

 ・「客引き」～不特定の人の中から特定の人に対して営業の客となるよう積極的に誘う行為

 ・「勧誘」～不特定の人の中から特定の人に対して役務に従事するよう積極的に誘う行為

 ・「客待ち」～客引き・勧誘を行うために、たむろする、うろつく、その場にとどまるなど

の待つ行為

第２号様式（第２条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

指導書交付控

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違 反 者 | 住所又は主たる事務所の所在地※住所と居所が異なる場合　　は（　）内に居所を記載 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 職　　業 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 禁止行為に係る店舗名、法人名等 | 店舗名・法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名等 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 指示・依頼内容等 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第９条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を行った（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を　　　　　　　　　　　　に行わせた |
| 指導事項 | 上記違反事実に記載の行為の中止 |

私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第１項（禁止行為）の規定に違反し、上記のとおり指導を受けました。

　今後は、同条例に違反となる禁止行為を行いません。

　また、指導書の記載内容に相違ありません。

違反者署名

（備考）

第３号様式（第３条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

勧　告　書

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違 反 者 | 住所又は主たる事務所の所在地※住所と居所が異なる場合　　は（　）内に居所を記載 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 職　　業 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 禁止行為に係る店舗名、法人名等 | 店舗名・法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名等 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 指示・依頼内容等 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第９条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を行った（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を　　　　　　　　　　　　に行わせた |
| 勧告事項 | 上記違反事実に記載の行為の中止 |

　あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第１項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長は、　　　　　年　　月　　日第　　　　号の指導書により、同条例第11条第１項の規定に基づき、あなたに対して指導しましたが、本指導に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行っているので、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第４項の規定に基づき、勧告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長　（氏　名）

|  |
| --- |
| 留意事項 |
| １　本勧告後に、あなたがさらに客引き行為等禁止区域において、同条例第10条第１項に違反した場合は、同条例第11条第６項の規定により、命令の対象となります。２　１の命令に従わず、さらに禁止行為をした場合は、同条例第13条第１項に規定する公表及び第16条に規定する過料の対象になります。３　あなたが雇用を受け、業務として禁止行為をした場合は、当該雇用者に対して、本勧告を受けたことを必ず知らせてください。 |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第４号様式（第３条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

勧告書交付控

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違 反 者 | 住所又は主たる事務所の所在地※住所と居所が異なる場合　　は（　）内に居所を記載 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 職　　業 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 禁止行為に係る店舗名、法人名等 | 店舗名・法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名等 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 指示・依頼内容等 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第９条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を行った（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を　　　　　　　　　　　　に行わせた |
| 勧告事項 | 上記違反事実に記載の行為の中止 |

私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第１項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長から、 　　　　年　　月　　日第　　　　号の指導書により、同条例第11条第１項の規定に基づく指導を受けましたが、本指導に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行い、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第４項の規定に基づき、勧告を受けました。

　今後は、同条例に違反となる禁止行為を行いません。

また、勧告書に記載の内容に相違ありません。

違反者署名

（備考）

第５号様式（第４条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

命　令　書

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違 反 者 | 住所又は主たる事務所の所在地※住所と居所が異なる場合　　は（　）内に居所を記載 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 職　　業 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 禁止行為に係る店舗名、法人名等 | 店舗名・法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名等 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 指示・依頼内容等 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第９条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を行った（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を　　　　　　　　　　　　に行わせた |
| 命令事項 | 上記違反事実に記載の行為の中止 |

□　あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第１項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長は、　　　　　年　　月　　日第　　　　号の勧告書により、同条例第11条第４項の規定に基づき、あなたに対して勧告しましたが、本勧告に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行っているので、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第６項の規定に基づき、命令します。

□　あなたは、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条第１項の規定による過料の処分を受けた後において、同条例第10条に違反する行為を行ったため、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第７項の規定に基づき、命令します。

　今後、あなたが、正当な理由なくこの命令に従わず、さらに禁止行為を行った場合は、同条例第13条第１項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあるとともに、同条例第

16条の規定に基づき、過料（５万円以下）に処するものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長　（氏　名）　　　　　印

注

|  |
| --- |
| 留意事項 |
| 　あなたが雇用を受け、業務として禁止行為をした場合は、当該雇用者に対して、本命令を受けたことを必ず知らせてください。 |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

備考　注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を

行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第６号様式（第４条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

命令書交付控

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違 反 者 | 住所又は主たる事務所の所在地※住所と居所が異なる場合　　は（　）内に居所を記載 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 職　　業 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 禁止行為に係る店舗名、法人名等 | 店舗名・法人名等 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名等 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 指示・依頼内容等 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第９条に規定する客引き行為等禁止区域において、上記違反者が（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を行った（□客引き　　□勧誘　　□客待ち）を　　　　　　　　　　　　に行わせた |
| 命令事項 | 上記違反事実に記載の行為の中止 |

□　私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第10条第１項（禁止行為）の規定に違反したため、大阪市長から、　　　　　年　　月　　日第　　　　号の勧告書により、同条例第11条第４項の規定に基づく勧告を受けましたが、本勧告に従わず、依然として上記違反日時及び場所において禁止行為を行い、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第６項の規定に基づき、命令を受けました。

□　私は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条第１項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、直ちに当該禁止行為を中止するよう、同条例第11条第７項の規定に基づき、命令を受けました。

　今後は、同条例に違反となる禁止行為を行いません。

　また、命令書の記載内容に相違ありません。

違反者署名

（備考）

第７号様式（第５条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

物件提出等要求書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）

　大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第１項の規定に基づき、次のとおり書類その他の物件の　□　提出　　□　提示　を求めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出又は提示を求める書類その他の物件 |  |
| 書類その他の物件の提出先又は提示先 |  |
| 書類その他の物件の提出又は提示の期限 |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第８号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

物 件 提 出 書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）

　大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第１項の規定に基づき、次の目録のとおり物件の提出を受けました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目　　録 | 還付希望の有無 | 備　考 |
| 品　名 | 数　量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第９号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

物 件 提 出 書 控

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）

　大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第１項の規定に基づき、次の目録のとおり物件の提出を受けました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目　　録 | 還付希望の有無 | 備　考 |
| 品　名 | 数　量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

上記、記載内容に相違ありません。

提出者署名

第10号様式（第５条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

還 付 書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）

年　　月　　日付け第　　　　号物件提出書により提出を受けた物件について、次の目録のとおり還付しました。

|  |
| --- |
| 目　　録 |
| 品　名 | 数　量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第11号様式（第５条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

還 付 書 控

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）

年　　月　　日付け第　　　　号物件提出書により提出を受けた物件について、次の目録のとおり還付しました。

|  |
| --- |
| 目　　録 |
| 品　名 | 数　量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

上記、記載内容に相違ありません。

還付者署名

第12号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

立入調査等結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 本市従事者 |  |
| 日　時 | 年　　　　月　　　　日　　時　　　分　から　　　時　　　分まで |
| 氏名又は名称（関係店舗名） |  |
| 住所又は所在地 |  |
| 連絡先 | 自宅・勤務先・携帯電話（　　　　　　　　）　　　　　－　　　　　 |
| 立会人 | 住所氏名連絡先　　自宅・勤務先・携帯電話（　　　　　　　　　）　　　　－ |
| 経　過 |  |
| 結　果 |  |

第13号様式（第６条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

公表理由等通知書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）　　　　印

□第13条第１項

□第13条第２項

　大阪市客引き行為等の適正化に関する条例　　　　　　　　　　の規定に基づき、次の

とおり公表します。

　このことについて、同条例第13条第３項の規定に基づき、意見を述べる機会を与えます

ので、意見書（任意様式）により、意見を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 公表する事項 |  |
| 公表の根拠となる条例、規則等 |  |
| 公表の原因となる事実 |  |
| 意見書の提出先 |  |
| 意見書の提出期限 |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第14号様式（第７条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

客引き行為等に係る場所提供者通知書

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）　　　　印

　あなたが（所有・管理）している次の（土地・建物）を、店舗等の場所として使用している次の者が、

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の

□第11条第６項又は第７項に規定する命令に従わなかったため、同条例第13条第１項の規定に基づき、

　□第12条第１項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたため、同条例第13条第２項の規定に基づき、

□第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したため、同条例第13条第

２項の規定に基づき、

□第12条第１項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたため、同条例第13条第２項の規定に基づき、

その氏名等を公表しました。

　つきましては、同条例第14条の規定に基づき、土地等の提供者に対し、公表された内容等に

ついて通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等の場所として使用されている土地又は建物の名称及び所在地 |  |
| 店舗等の名称 |  |
| 店舗等の場所として使用している者の氏名 |  |
| 公表された事項 |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第15号様式（第８条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

援助・協力要請書

　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）　　　　印

　大阪市客引き行為等の適正化に関する条例　　　　　　　　　　の規定に基づき、次の援

□第15条第１項

□第15条第２項

助・協力を要請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 援助を必要とする日時・期間等 | 　　　　年　　　月　　　日　　　　　　時　　　　分から　　　　年　　 月　　　日　　　　　　時　　　　分まで |
| 援助を必要とする理由 |  |
| 援助内容 |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第16号様式（第９条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

告知書

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）　　　　印

　あなたが行った違反行為は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例

□第16条第１項

□第16条第２項

の規定に基づく、過料処分の対象となりますので、同処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違反者氏名又は名称 |  |
| 違反者生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 違反者連絡先 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の□第10条に違反する行為を行い、条例第11条第４項の規定による勧告に従わなかったため、同条第６項の規定に基づき、　　 　年 　月　　　日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□条例第16条第１項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、条例第11条第７項の規定に基づき、　　　年　　月　　日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□第12条第１項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。□第12条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。□第12条第１項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。 |
| 弁明の方法 | □弁明書の提出□口頭 |
| 弁明書の提出先 |  |
| 弁明書の提出期限 |  |

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第17号様式（第９条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

告知書交付控

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　様

大阪市長　　（氏　名）

　あなたが行った違反行為は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例

□第16条第１項

□第16条第２項

の規定に基づく、過料処分の対象となりますので、同処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

|  |  |
| --- | --- |
| 違反日時 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　時　　　分頃 |
| 違反場所 | 大阪市 |
| 違反者氏名又は名称 |  |
| 違反者生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 違反者連絡先 |  |
| 違反事実 | 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の□第10条に違反する行為を行い、条例第11条第４項の規定による勧告に従わなかったため、同条第６項の規定に基づき、　　 　年 　月　　日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□条例第16条第１項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、条例第11条第７項の規定に基づき、　　　年　　月　　日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□第12条第１項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。□第12条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。□第12条第１項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。 |
| 弁明の方法 | □弁明書の提出□口頭 |
| 弁明書の提出先 |  |
| 弁明書の提出期限 |  |

上記のとおり告知書の交付を受け、これを受領しました。

□告知・弁明書の記載内容に相違ありません。

□後日、提出期限までに弁明書を提出します。

違反者署名

（備考）

第18号様式（第９条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

弁明書

大阪市長　　（氏　名）　　　　様

住　所

氏　名

　　　　　年　　月　　日付け第　　　号で告知された事項について、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則第10条第２項の規定により、次のとおり弁明書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 違反者氏名又は名称 |  |
| 弁明の内容 | □弁明することはありません。□次のとおり弁明します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

注　弁明書と併せて、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、弁明書の提出期限までに提出してください。

（担当）〒　　―　　　大阪市　　　　区　　　　　丁目　　　番　　　号

大阪市　　　　局　　　　　　電話：　　―　　　―

第19号様式（第10条関係）

　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

過料処分決定通知書交付控

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 連絡先 | 自宅・勤務先・携帯電話　　（　　　　　）　　　　　　　― |

 　 大阪市長

　あなたは、次のとおり大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（以下「条例」という。）の規定に違反しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　　　時 | 　　年　　　月　　　日　　　　　時　　　分頃　　 |
| 場　　　　所 | 大阪市　　　　　区　　　　　　　　　　　　　付近 |
| 内　　　　容 | □ 条例第10条に違反する行為を行い、条例第11条第４項の規定による勧告に従わなかったため、同条第６項の規定に基づき、　　　　 年 　月　　日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□　条例第16条第１項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、条例第11条第７項の規定に基づき、　　　年　　月　　日付で直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□　条例第12条第１項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。□　条例第12条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。□　条例第12条第１項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。 |

条例第16条第　項の規定により、金　　　　円の過料に処することを決定しましたので、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則第11条の規定により通知します。

納入通知書によりお支払いください。

被処分者署名

（備考）